

## 第11回国立市介護保険運営協議会

平成29年4月21日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは定刻となりましたので、第11回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

きょうは副会長のご都合で、議事の順番を変えるところがありますが、まず最初の1、議事録の承認についてです。前回、第10回の運協の議事録について、何かお気づきの点、ございましたでしょうか。

山路委員。

【山路委員】

山路です。記述についてちょっと間違っているものですから、訂正をお願いしたいと思うのが、11ページのところで長寿祝金に言及した下りで、上から5行目のところで平均年齢を上回る人たちに、何で長寿祝金を出しているのかということを行ったんですが、上回るじゃなくて、下回ると言っているんです。だから平均寿命より低い人たち、平均寿命は当時は男性の場合78歳でしたが、77歳の人たちに国立は長寿祝い金を出していた、そんなのやめろということを経済審議会でも申し上げたということですので、これは「下回る」というふうに訂正しておいてください。

【林会長】

はい。わかりました。そこを訂正ということで、ほかに何かございませんでしょうか。これは平均寿命とか、平均余命とかということですか。

【山路委員】

余命ではないですね。

【林会長】

平均寿命ですか。

【山路委員】

あれ、平均寿命ですよ。

【新田委員】

余命となると、またずれていっちゃう。これから何年生きるかですから。

【林会長】

はい、わかりました。では、「平均寿命を下回る」と訂正ということですね。

ほかにございませんか。ないようでしたら、議事録の承認ということで、させていただきます。

それでは次の2番目、事務局紹介ですが、これは4月1日付で人事異動があったということで、報告をいただきたいです。

課長からですか。お願いします。

【事務局】

それでは平成29年度高齢者支援課事務担当者名簿という、資料No.33として配付させていただきました資料をごらんください。

私ども高齢者支援課の職員で、4月1日で人事異動がございました。ここに載っている職員の中で1名だけですけれども、下から2番目、地域包括支援センターの主事、山路直子が、新しく4月1日から入りまして、代わりに保健師の高橋という者が異動になっております。この2名が高齢者支援課から出ていく者が入ってきた者ということで、

そのほかの変更はございません。

すみません、メンバーは変わっていないんですが、1名昇格がございました。介護保健係の主任であった稲木が、主査に4月1日から昇格しております。

【事務局】

稲木と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

高齢者支援課の異動については、以上でございます。

あともう1点。同じく事務局としておりました福祉総務課の課長に異動がございまして、まず私になりますが、4月1日付で福祉総務課長を拝命いたしました、関知介と申します。私が事務局に加わらせていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

4月1日付で、政策経営部の特命担当課長を拝命いたしました山本でございます。福祉総務課長として、推進協議会のころから皆様には大変お世話になりました。また兼任委員の皆様におかれましては、地域の計画のほうでもお世話になるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは次の議題ですが、順番を変えて、4の計画策定の進行についての確認事項を先に行いたいと思います。

前回の運営協議会で高齢者の施策を2つ取り上げました。高齢者入浴券支給事業と寝具乾燥消毒事業だったと思いますが、その際に皆様から施策の開始年ですとか、利用者の実態がわかるようなデータが必要ではないか、あるいは施策の数も多いので、現在行われている施策が実態に即してどうなのか、窓口の職員の意見も聞いてはどうか等々、非常にたくさん意見が出ました。

その後、正副会長と事務局で打ち合わせをしまして、個々の私見を一つ一つ取り上げていくというのではなかなか、時間も足りなくなりますので、大まかなくくりで、例えば安否確認という観点から見たら、今ある施策は実態に即してどうなのか、サービスの質は落とさないで、幾つか組みかえられないか、そういった見方をして、検討を進めたほうがよいのではないかとということになりました。

ただ、全部で34の施策がありますので、それを全部運協で議論していくには、時間も限られていることから、幾つか分担ということで、例えば地域包括ケアは5つの構成要素がございしますが、そのうち医療や生活支援の体制整備の部分については他の会議体、例えば在宅療養推進連絡協議会や、生活支援体制整備協議体などに、意見を照会し、報告していただいたものを、運協で検討していく。そういった整理をしたいと思っております。

事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、当日配付となってしまってもことに申しわけないのですが、資料No.32として、カラー刷りA3縦長の資料をごらんください。これは前回の3月17日の運協のときも見ていただいた資料でございます。ちょっと変わっているところは、左端に「意見紹介先」という項目をつけさせていただいて、介護保険運営協議会以外の在宅療養推進連絡協議会だとか、生活支援体制整備協議体といった、他の会議体にここの部分の意見を伺うという形で、それぞれの審議項目について議論をしていただき、意見を出していただくという部分を担っていただくということで、この緑色のA、B、Cと書いてあ

ります。Cについては、介護保険運営協議会の中の検討部会というところがございますけれども、それぞれの会議に議論していただくことをお願いしていくという意味で、つけさせていただいております。

それぞれの会議体につきまして、以前資料No.9として配らせていただいた「国立市の介護保険運営協議会を取り囲む会議体について」という資料を、本日いま一度、その1ページ目ですけれども、配付させていただいております。そちらも参考にいただければと思います。これは現状の形での介護保険運営協議会と、それ以外の会議体との関係性を示して、その上で、この資料No.9のときは事業計画上の課題を投げかけて、報告をもらうという表記にしているんですけれども、事務局のほうでそこら辺のルールづけとか要望について、基本的には事業計画上の記載事項、審議事項について意見を聴取するという形で進めていきたいと、今現在は考えております。そのための要望等の整備に取り組んでいるところでございます。

大体、課題と報告という形になっていきますけれども、大まかな情報の流れとしては、このようになってございます。介護保険運営協議会以外に、医療介護連携等を含めた、医療的な側面からの地域包括ケアを考える在宅療養推進連絡協議会であるとか、あるいは右側でございます生活支援体制整備、今現在は研究会で、今後協議体に移行していく予定でございますけれども、日常生活をどう支援していくかといった課題の体制整備でございますので、基本的にはどういう体制をつくっていくかというところを議論していただいて、意見をいただくといった協議体ということで、現在活動しているところでございます。

真ん中の地域ケア会議といいますのは、今現在、正式な要項等の整備という形ではないんですが、高齢者支援課の地域包括支援センターを中心に据えて、個別のケース事例等の会議の事務局として動いている会議体でございます。

そういったことで、それぞれの分野について整理、議論していただいて、稼働している会議体がございますので、資料No.32の介護保険事業計画の中の記載事項として挙げられている課題や、検討すべき項目について、既存の活動して議論していただいている会議体に意見を求めるという形で、少しでも深い見解を、事業計画に反映していきたいということでございます。

この「基本指針と計画との関連表」の記載事項のうち、左端でございます意見紹介先のAというのは、在宅療養推進連絡協議会ですが、項目としては在宅医療・介護連携の推進について、認知症施策の推進についての意見を、照会するという形をとっていききたいと考えております。

そしてその下、Bとして挙げられている会議体は、生活支援体制整備協議体というところになりますが、こちらは高齢で地域でお住まいの方の日常生活にかかわる部分の支援ということでございますので、どのように支えていくかの基盤整備についてということで、基本指針の(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進のところは、この生活支援体制整備協議体に意見をいただくというふうに考えております。

そのほかの部分につきましては、基本的には介護保険運営協議会の検討部会で集中的に審議していただくということで、それぞれの会議体で意見集約を図っていくというふうに考えております。

また、前回の運協の議論の中で、例えば現場の実際の福祉施策事業がどのように現場で生かされているのかといった意見を聞きたいというご意見もございました。その際、林瑞哉委員からも、地域包括支援センターの職員であれば、そういった現場の福祉サービスの導入時のアセスメント等、実際に利用する予定の方のところに行ってアセスメン

トを行ったり、あるいはその利用状況の変更についても、訪問して調査をするといったところも担っていただいておりますので、地域包括支援センターの職員について、検討部会であったり、その他の会議体で、必要なところがあれば実際に会議に参加してもらって、現場での意見を聞き取るという形で議論に深みを持たせてもらうということを、実際に取り組んでいきたいと考えております。

そういったところを統合していく中で、実際の介護保険事業計画であり、高齢者保健福祉計画、子ども事務局のほうでは最終的なでき上がりのときに、地域包括ケア計画と名づけられるような形にしていきたいと考えておりますけれども、そういう形である程度の分業を行いながら、そしてその意見を聞くという段階では、個別の会議体で行った議論についても、こちらの介護保険運営協議会の全体会で報告させていただくという形で、それぞれの記載事項についての皆さんの意見を反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。ということで、この計画策定をどう進めていくかということにつきましては、今、課長から説明があったように整理して、この緑色のA、B、Cに意見をこちらから照会し、報告していただき、で、この運協の中で検討するという流れでやっていこうということが、新しい提案と言えらると思います。これについていかがでしょうか。今の議題について何かございましたら。

はい、山路委員。

【山路委員】

山路です。時期をいつまでやるかということ、決めたほうが良いと思います。これはたしかもう3年ぐらい前になろうかと思うんですが、検討部会か小委員会の中でも、この高齢者の一般施策について、この一番右側に挙がっているものについて、それなりに検討して、議論して、方向性もまとめた記憶があるんですね。それがまた似たような話になるので、それを繰り返さないためにも、いつごろをめどに結論を出すということ、この場である程度決めておいたほうが良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

【林会長】

ここで言うところのA、B、C、3つのところに行って、そして報告を出していただく期限ということでしょうか。

【山路委員】

そうですね。だから時期的なめどを一応つけておかないと、それこそまたぞろ繰り返してしまおうというおそれがあるので。

【林会長】

はい。では事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

今現在、その検討部会での進捗もはっきりしていない状態ですので、きょうのこの日で、何月までにとするのは難しいかと考えているんですが、例年であれば、秋口には保険制度の必要量の集計等を始めるための、国のほうから専用ソフトの配付が始まりますので、そのときまでに、大まかでも形をつけていきたいと考えております。夏、7月ぐらいまでに何とか出せれば良いかとは思いますが、その際に必ず丸、バツではっきりつけられるかどうかというのも、ちょっと、それも検討部会での議論の中でまた見たいと思います。

【林会長】

はい、新田副会長。

【新田委員】

今の話と山路委員の話と一緒にあって、検討部会の報告書という形では、7月までにまとめることは可能だと思います。ただそれが実現するかどうかという問題とまた別の話でございまして、報告書という言い方か、どういう出し方がいいのか、またそれも検討していただければと思うんですが。

私、この表はとても見やすい表だと実は思っています、それはなぜかと思うと、左側の社会保障審議会介護保険部会というのできちっと出されたものと、そして今現在国立で、前にここで絵柄をつくりました、そして従来の第4次高齢者保健福祉計画、そこを比較検討して、そしてこの第4次高齢者保健福祉計画というのは、福祉を切る方向ではなくて、見直し検討するという、基本的にはその方向だろうなど。不必要なものを切るというイメージではなくて、今あるものを新しく作り直すということでない、国立は福祉をやらないのかという話になりますので、そこではないだろうかと考えています。

それでその中では、例えばこれをぱっと見ただけで、施策1、2、3、4、5と、一体何のことか、皆さん本当によくわからないことがいっぱいあるわけですが、先ほど会長が言われたように、大きな施策として5つあって、この大きな施策というのはとても重要なことで、例えば下から見ると、「安心して住み続けられる住まいの整備」という中に、養護老人ホームへの入所とまず最初にあります、これは一体どういうことか。これは、1980年代の措置世界におけるものでございますね。措置世界で、国立市が養護老人ホームの部屋を買ったり、いろいろ苦労したわけでございます。そういったものが、今どういう形に新しくなり得るんだろうか、あるいはなっているんだろうかということですよ。あるいはそこが、もうちょっと言うと、養護老人ホームは、国立は今2つあって、それで足りるかどうかという問題も含めて、それは逆に言うと何にかわるんだろうか。次に高齢者借上げ住宅提供事業というのがあるんですが、これは新しく9月から始まる住宅政策、空き家対策というのが大きな住宅政策で出てくると思います。そこでも、例えばの話をしているんですが、検討して、国立はどういう方向へ行くのか、というような方向性になるだろうなど。

あと、例えばシルバーピア維持管理事業と具体的に書いてあるんですが、シルバーピア維持管理事業って一体何のことなんだろう。これも1990年ですか、もうちょっと前かもわかりません。そういった状況の中でつくられた、北のシルバーピアですよ、そこに管理人がいて、その人材費みたいなものなんです、要は簡単にいうと。そんな言い方していいですかね。それを、じゃあ、そのシルバーピアは今、どういう役割をしているのか。例えばURとかほかの団地では、シルバーピアじゃないわけです。なぜそこにそういった管理人がいて、どうなのか。国立全域の住宅政策を考える上で、このシルバーピア維持管理事業というのは、どう位置づけられるのか。そういう話だろうと思います。それをきちっと議論して、おそらくこのことは多くの市民の問題であり、さまざまな方がそれに対する影響を受けている人もいますし、全く関係ないということもあります。そういったことをやることは、それほど難しいものではないだろうと思っていて、今風に言うと。ただ、それに対して、出したものに対してもちろん反対意見もいっぱいあるので、反対意見もここで報告書を出して、で、方向性をつくっていくというふうになるんだろうなどと思いますが、いかがでしょうか。

例えば僕は施策5だけぱっと見て言ったんだけど、施策1、2、3、4、全部同じことだと思います。

【林会長】

はい。ということで、繰り返しになるかもしれないんですが、この第4次高齢者保健福祉計画の検討において大事なものは、この施策1、2、3、4、5、今、副会長が指摘されたように、施策5について大事なものは、安心して住み続けられる住まいの整備が必要だということで、これを現在国立でどうなっているかというのが、この2、8、11、28、29、32、33の7つの施策があるということで、これでいいのかということですね。だからそれぞれの施策を、削るとか何とかではなく、やはり安心して住み続けられる住まいの整備ということを通じて、サービスの水準というんですか、それを維持しつつ、強弱のつけ方とか、そういう検討ができないかということだと思います。

【新田委員】

すみません、ちょっと言い忘れたんですが、そのところが、左の社会保障審議会介護保険部会では、そのところはもうみんな網羅されてしまったと、国もそうせざるを得なくて、例えば地域包括という、何か使い慣れた言葉なんですけれど、その中に全部右の第4次が網羅されてしまって、具体的に地域包括で政策として、福祉計画の中で何が、予算化して残っていくんだろうと。という話だろうと、また思っています。

【林会長】

はい。この点につきまして何か、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

ないようでしたら、今、事務局から説明があった進め方で、よろしいでしょうか。時期的には、はっきりいついつというのは言えないけれど、例えば検討会については……、じゃあ、A、Bも。

【新田委員】

そのほうが、義務が果たせるような気もするので。

【林会長】

では、このA、B、Cに振って、7月には報告をいただくということで。

【新田委員】

大変な作業ですが。

【林会長】

ええ。大変だと思いますが、努力したいと思います。

それでは戻りますが、議題の3、富士見台2丁目居場所づくり事業のヒアリング（審査）についてであります。4月27日に富士見台2丁目居場所づくり事業の審査を、こちらの介護保険運営協議会で行います。委員の皆様には資料が送られていると思いますが、審査の概要について、事務局から説明していただきます。

【事務局】

それでは富士見台2丁目居場所づくり事業ということでございますけれども、来週の4月27日に、介護保険運営協議会において、富士見台2丁目居場所づくり事業を担っていただく団体の審査、選定を行っていただく予定でございます。

こちらにつきましては、以前に公募要項等を事務局から送らせていただいておりますけれども、その公募要項にも載っておりますけれども、その審査の流れについて大まかにまとめました資料を、今回机上配付させていただいております。資料ナンバーはついていないのですが、A4縦長の1枚紙で、「富士見台2丁目居場所づくり事業運営事業所選定審査について」というタイトルがついたものがございますので、そちらをまずごらんください。

こちらは本日作成させていただいた資料でございますけれども、まず1番として第1次審査、こちらは事務局で行ってございますけれども、書類審査でございます。本日

が応募の締め切り日でございましたけれども、応募件数は3件ございました。3つのグループから申請書を出していただきました。こちらにつきましては、既に配付させていただいております募集要項の中にごございます、応募資格要件と、申請に関して必要な書類というのを出していただいたということで、そちらの書類の不備等についての形式的な審査をさせていただいております。

その応募いただいた3つのグループにつきまして、形式審査をさせていただきまして、3つとも審査を通過しているということ、報告させていただきます。

皆様に本日、こちらの募集要項を持ってきていただくということでお願いしておりますけれども、もし今お手元にお持ちになっていらっしゃる方がいらっしゃいましたら、挙手していただければお渡しできます。

書類における第1次審査としましては、形式にプラス応募資格要件等を拝見させていただきまして、この応募資格要件はこちらの募集要項の、表紙をめくっていただきまして2ページ目の3番に、応募資格として要件を書かせていただいております。要件としましては、団体として活動している、もしくは活動することを予定している方で、その団体の構成員に複数の国立市民、かつ65歳以上の者が含まれていること。2番目としまして暴力団関係の方がいらっしゃらないことということで、普通はないだろうと思ったんですが、一応資格に入れさせていただきました。3番目として、宗教活動及び政治活動を行う者でないこと、また公序良俗に反する事業を行うものでないこと。4番目として、団体の構成員は近隣住民等と良好な関係を築くことができる者であること。5番目として、国立市が実施する高齢者福祉施策に積極的に協力できる者であること。そして6番目に、国立市との契約当事者となる能力を有していること。を、挙げさせていただいております。

こちらは、応募資格要件に反しておりません、満たしておりますという誓約書をいただく形で、確認させていただいております。そして必要書類の確認ということで、申請に関する書類であるとか、活動している団体の概要であるとかを提出させていただいております。

こちらにつきましても事務局で審査させていただき、特段問題になるところはございませんでした。

そして企画選定に関する書類ということで、団体概要、事業計画、運営体制等を提出していただきまして、納税証明書とかいったものも含めて確認させていただいて、問題のあるところはございませんでしたので、その旨報告させていただきます。

以上が、形式審査として行わせていただいた第1次審査でございます。

次に第2次審査が、皆さんに来週、4月27日に参加していただくヒアリングになります。平成29年4月27日木曜日でございますけれども、午後7時10分開始と考えております。ただ、最初の7時から7時10分までの間、事務局から簡単な説明をさせていただきたいと思っておりますので、皆様方には7時までには会場に来ていただくということで、お願いいたします。

そして評価項目につきましては、「審査票による」と書いてあるんですが、こちら募集要項と一緒に配付させていただいております。A4横長の審査票というものに記載していただくという形で、今、私が手に持っておりますけれど、この表です。丸とか三角、バツを記載していただく表を用意させていただいておりますので、これを、3つのグループに対して1枚ずつ、合計3枚記載していただくというふうに予定しております。

こちらの審査票でございますけれども、本日配付の資料には「各項目について」というふうに書いているんですが、(1)団体等の概要については、これまで活動していた

だいてる団体であれば、これまでの活動内容、それから団体等のアピールポイントを聞かせていただくというところがございます。

その次、(2)事業計画・運営理念等ということで、実際に富士見台2丁目の遺贈を受けた土地家屋を活用しての事業について、運営理念について、居場所で行う事業について、立地する地域のニーズをどのように捉えているか、地域から理解や協力を得るための方策、地域の他団体等との連携・協力・協働等について、入りやすい居場所とするための方策。それから開設時間等について。といった項目に分けて、皆様に審査結果を記載していただくというふうに考えております。

この⑤地域の他団体等との連携・協力・協働等についてというのは、以前も一度お話しさせていただいたかと思えますけれども、一つの団体がずっとそこを使い続けるだけでなく、ほかの団体で有意義な活動をしていただけたところも多々あるかと思えますので、そういったところとそれを一緒に使っていくというようなことにも、取り組んでいただきたいという視点でございます。

そして(3)運営体制等についてということで、やはり一軒家ではございますけれども、そんなに大きくはないんですけれども、実際にそこを活用して、運用していくとなると、どれぐらいの従事者に従事していただけるのか、1日同じ人がひとりですとそこにいるというのも大変と思われまので、ここには勤務体制とありますけれども、実際に運営するときの体制です。もし従事していただく方に賃金等謝礼を、有償ボランティアとして払っていくということであれば、そういったところについてどう考えるかという部分。それから実際に運営する側にも、高齢者に参加していただきたいという思いが私どもにもございますので、高齢者の方の活用について。それから地域のボランティアの活用・確保方法について、事故防止への方策、この5点について審査をしていただくということでございます。

最後に(4)資金計画についてということで、実際に市からも一定程度の補助金は予定しているところではありますけれども、例えばこちらの富士見台2丁目の物件に来ていただいた方から、実費をいただいて、それに対して何か、事業を展開するというのであれば、その辺の計画について出していただいて、話を聞く。というようなところを、審査の項目に入れております。

では、縦長の「選定審査について」の資料に戻っていただきまして、審査の流れです。タイムスケジュール的なものとお考えください。

1つの団体について、団体概要や企画提案の追加説明、これは紙の説明のほかに追加説明をしていただくということで、10分程度の時間を用意したいと考えております。その次に運協の委員による質疑、それに対する応募団体からの応答ということで20分と考えております。審査票の記入と、次の団体への入れかえに5分ということで、考えてございます。2団体目以降は、これを繰り返していくという予定しております。

審査票は、3つの団体全て終了した時点で、事務局が回収するというふうに進めていきたいと考えております。

この審査中の傍聴は、可能と考えておりますけれども、応募団体の説明者と関係者が、ほかの団体のプレゼンテーションを見てから、後で自分たちの団体がやるというふうになりますと、そのほうが有利になってしまうということが考えられますので、応募団体の説明者及び関係者は、自分の団体の審査より前の入室はしないでくださいというふうに、案内していく予定でございます。

集計につきましては、団体ごとに丸、三角、バツの個数を集計し、最も多く丸を得た団体を、介護保険運営協議会として選定するという形をとらせていただきます。

審査結果につきましては、27日にヒアリングを行っていただいて、その翌日の4月28日に、市長に対して決裁をとるという形で報告したいと考えております。

結果の通知につきましては、市長の決裁を受けた後に、各団体及び審査に参加していただいた介護保険運営協議会の委員の皆様へ、送付させていただきたいと考えております。

実際にまだ介護保険運営協議会の委員の皆さんへ、富士見台2丁目の物件につきまして見ていただいている方もいらっしゃると思うんですが、もしその物件を見たいということであれば、本日の運協終了後でも結構ですし、またあした土曜日でも大丈夫でございますので、きょう運協が終わった後にお申し付けいただければ、実際に物件を見ていただく準備をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上のところが、来週行われる事業所の選定審査について、概略の説明でございます。

**【林会長】**

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

**【石田（啓）委員】**

石田でございます。今回の公募について、これは1回目、皮切りと思っています。これからも多分、最初の事例になるんじゃないかと思うものですから、ちょっと市民としての苦言を呈させていただきたいと思います。

まず1つ目は、この公募がすごく公平性とか透明性というところで、問題があるんじゃないかと感じました。というのは、ホームページをチェックしなければ、この公募にたどり着けない。市報とかそういうところでの公募ではなかったもので、いつもチェックしている人でないとたどり着けないというのは、何かちょっと公平ではないなと思いました。

たくさんの方があって、国立の中ではみんな独立独歩で、いろいろな支援をしているグループがあると思うんですけども、そういうグループ同士がみんな集まって、共同していろいろな作業ができるというチャンスだったと思うんですけども、あまりに短くて、そういう方たちがみんな集まって、いろいろなすり合わせをしたり、調整をしたりするだけの時間が本当に、18日間、4月4日に公募が始まって、締め切ったのがきょう、4月21日、18日間しかなかったというのは、とてももったいない。もう少し時間があるような、お尻が決まっているのであれば、前倒ししてもっと前から公募するとか、もう少し長いことしていただきたかったなど。

ですから、2回目以降は、もしこういうことがあるのだったら、この公募に関してもう少し考えていただきたいというのが、市民としての考えです。私は運協のほうから資料をいただくまで、この公募のことを知りませんでした。ということは、市民の中では知らない方がほとんどだと思うんです。この公募に、皆さんがどうやってたどり着いたのかも、よくわからないなと私は思っています。

ここにあるように、誰でもふらっと寄れる場所というのが、何か私にはちょっと想像がつかなくて、行こうと思って行く場所、行きたいなと思って行く場所なんじゃないか。実は私も、田村委員と一緒に去年の暮れからいろいろ妄想を練り始めて、4月から寄り合い所をつくりました。小さな小さなあれで、六、七人も入れればいっぱいになってしまうようなところなんですけど、10人の人間で3カ月かかっているいろいろなことを考えながら、ようやく4月にスタートした。そういう段階をたどってきた者から見ると、何か、すごく言い方は悪いかもしれないけれど、子どもをポンと産ませておいて、自分で育ち

なさいと言われているような、半分捨てられているような無理があるんじゃないかと感じました。

そういうことを、これ1回きりだったら言わないけれど、まだこれから何度もあるようなことだったら、ぜひそれが市民の一つの意見だと思って、聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【林会長】

ありがとうございました。

今の点について、事務局からございますか。

【事務局】

貴重なご意見をありがとうございます。いろいろな事情がありまして、短い日程になってしまったというところは、本当にこちらとしてもまことに、市民の皆様には心苦しいと感じております。一応、こちらの貸与の期間が、介護保険事業計画と合わせてということを考えて、平成33年の3月31日までと考えております。そこに行き着く前の段階でも、おそらく運営の方法やどんな事業を行うかといったところは、いろいろ評価したり、変更したり、やっていかなければいけないと考えておりますので、なるべく多くの方の意見であるとか情報を集められるようなやり方、運営の仕方、そしてもう一度、平成32年度末までということですのでけれども、そこに向かって再度公募をかけていくのかどうか、ということも含めて、なるべく透明性と、多くの人に情報が行き渡るようなやり方というのを、考えていきたいと思えます。

あともう一つ、市報に載せることはできなかつたんですけれども、市内の掲示板等は使わせていただいているところではございます。あと市内で活動しているNPO法人等には、直接連絡をさせていただいたといったところはございます。

【石田（啓）委員】

その辺がすごく公平性に欠けているような気が、逆にいたしました。感じですよ。

【林会長】

よろしいですか。

【石田（啓）委員】

はい。

【林会長】

田村委員、どうぞお願いします。

【田村委員】

私も石田さんと同じ意見というか、思いを持っております。先ほど行政のほうの、いろいろ理由がおありだったと思うんですけれども、でも市民の側からしてみれば、それは非常に勝手な言い分であって、言いわけであるんじゃないかなと、ちょっと私は辛辣ですけれども、そんなふうに思いました。やっぱり市民は市報ということが一つの、行政がいろいろやっていることを知るチャンスというか、市報だけでしか情報の収集ができないという方もいらっしゃるわけですから、やはり市報に出なかったということは、市民の側からしてみるとき、自分たちの知る権利がそこで阻害されたんじゃないかというふうに、私は感じています。

インターネットでやるということは、特に高齢者など本当にできないし、この通所型Bというのは、高齢者が主に対象になるわけですけれども、高齢者でも元気な高齢者は、この情報というのを知っている方は知っていたので、本当にいつやるんだろうと、期待していたわけです。それが広報で出されないで、ある一部の人がネットで検索してわかって、それがバーッと、いろいろな方たちに情報提供されたというようなことで、私も

それで知ったということなんです。ですからそういった意味では、こういう情報提供のあり方を本当に再検討していただきたいと思います。

それから審査の件についてですけれども、よろしいですか。今、説明をいただいて、大体審査の流れはわかりました。ただ、私すごく、自分がとても不安になるのは、審査基準が提示されていて、これに沿って丸、三角、バツをつけていただきたいということですが、私もこういう公募の対象団体の審査というのは初めての体験ですし、審査されたことはあるんですけれども、その裏側というのは知らなかったものですから、こんな丸、三角、バツで本当にいいのだろうかという疑問が、まず一つ思ったのと。

それから、これでいくと、かなり主観が入るんじゃないかと。そうすると何を基準にして丸と三角とバツをつけたらいいのかというところが、私にとってはとても難しいと思うんです。その辺を、最終的には私たちのこの票を見て、高齢者支援課のほうで選定されるわけですが、丸の多いところが選定されるというような説明なんですけれども、そこで私は本当にいいのだろうか。自分の主観だけで全部判断しちゃっていいのだろうかというような、ちょっと不安を持っておりまして、その辺をどういうふうにかえたらいいのか、ちょっと説明していただけますか。

【林会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局】

今回の居場所づくり事業を担っていただくグループということなんですけれども、民間企業が営利活動しているような場合には、収益性等決算書であるとか、損益計算書であるとか、そういったもので捉えていくということは、お金に置きかえれば客観的にできる、ということが可能なんですけれども、今回は住民主体による支援ということで、これ自体が何をもって成功とするのかというのは、我々でもちょっと難しいと考えております。

先ほど少し説明の途中で申し上げたんですが、1つの団体がこの物件を全部押さえて、専用に使い続けるということではなくて、いろいろな団体のいろいろな活動と協働してほしいということを申し上げたんですけれども、一つには客観的にどこか1カ所に決めるという主旨よりは、いろいろな団体のいろいろな活動につなげてほしいというところを、期待しています。そういったほかの団体との協力関係等というところを重視したいとは考えているんですけれども、その部分を一つの尺度で考えるのは非常に難しいというのが一つと、であるならば、事業開始後に、他団体との協働について、高齢者支援課が所管する事業になりますので、その選定されたグループと緊密に連絡をとって、ほかの団体、グループが活動することについての協力について、お願いしていきたいというふうには考えております。

じゃあ、何で選定するのかという話になるかと思うんですけれども、これも本当に我々行政の事情になってしまうんですが、土地、建物の所有者は国立市でございまして、国立市が不動産を貸し付ける際に、家賃や地代を取れるのであれば、所管課の考え方を決裁として、決定権のある人間まで決裁をとればいいということになるんですが、不動産等の貸し付けを廉価に行うとか、あるいは無償で行うとかいった場合には、議会の議決をとるということになります。

応募いただいた団体を全部合格として、3つの団体に対して貸し付けますというふうにするのか。先ほどちらっと申し上げましたけれども、これが最後ということではなくて、今後また3年ちょっとたった後に、もう一度公募を行うといったとき、もし10団体出てきたら、10の団体に対する無償貸し付けについて、議決をとるというふうにしてい

く場合、議会の議論が1本にまとまらないときには貸し付け自体ができなくなるというリスクが考えられます。それであれば、1つの団体に絞って、こういうところなので貸し付けをしていきたいという説明のほうが、議会の承認を得やすいというふうに考えて選定はしていかなくちゃいけない。ただし、その審査の基準の中に、他団体との協働という項目を盛り込んで、いろいろなグループと協力してやっていってもらうという構図ができれば、事業自体の行き詰まりも避けられるでしょうし、いろいろな方が参加できるということであれば、いろいろな人が利用しやすくなるというふうにもなるのではないかと考えて、今回、審査基準を挙げさせていただいております。

ただし、その事業内容自体が営利活動ではないというために、一つのかちつとした、客観的な指標はつくりにくかったというところが、正直なところでございます。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

今の説明で、こういう理解をしてよろしいですか。例えば3つの団体が今、手を挙げて、その3つの団体のヒアリングを行うと。でも現実には、他団体との連携・協力・協働のもとに、その建物の管理をしていっていただきたいということであるならば、その団体そのものが一つの管理、管理という言い方はあれですけど、運営とか、マネジメント能力を求めているというふうに理解していいんですか。事業そのものより、その建物に関してどういうふうにみんなで使うかという、まずマネジメントしてくださいと、いろいろな団体と一緒に共同で。という感じで受けとめていいですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ある意味でそのマネジメント能力は、確かに求めたいというふうには考えております。ただ事業についても、そのグループが、魅力的な事業をやっていただけるに越したことはないと考えております。なぜかと申しますと、いろいろなグループがやりたいだろうなという感触は、問い合わせ等が何件かあったというところで感じているんですけども、実際にその物件で活動をしていただけるほかの団体が、どれだけ集まるかというのも、現状では未知数でございますので、マネジメントをしていただくところも求めてはいきたいんですが、事業自体もできるだけ魅力的なほうが、それに越したことはないというふうに考えております。

【林会長】

ほかにかがですか。はい、田村委員。

【田村委員】

すみません。4月27日にヒアリングをやって、審査の時間がたった5分で、丸、バツ、三角をつけなきゃいけないわけですよ。その3つの団体が終わってから、その審査票をそちらで回収して、集計は全部そちら。で、集計に関しては、丸、バツをつけた私たちには知らされないんですね。

【林会長】

事務局。

【事務局】

結果通知として、その部分は運協委員の皆様を送付しますというふうにかかせていただいておりますけれども、誰が丸をどこに何個つけたかとは書かないと思いますが、それは出していきたいと思っております。

【田村委員】

いや、それは当然なんですけれども、この審査票を見たとき、記入者名が入っていますでしょ。そうすると私、個人的に言えば、ここに田村という名前を書いて、こう書かなきゃいけないわけじゃないですか。そうすると、そちら側からただ単に丸、三角、バツだけを見てくれればいいけれども、「田村さんって、こんなこと考えてるんだ」とか、「田村さん、ここバツにした」とか、そんなあれも入ってくるとなると、私はここは匿名にさせていただきたいなと思うんですね。誰々さんが、どういうふうに丸つけたのかななんて、後で詮索されるのも嫌だなと思いました。

【林会長】

じゃ、先に関戸委員、どうぞ。

【関戸委員】

非常に、むしろ審査する者として、何を審査するのがいいのかわからないというのが実感です。この事業の目的をもっと明確にしないと、結局、この事業の目的に最もふさわしい事業者を選ぶというのが、抽象的な言葉ではそうなるんだと思うんですけど、目的がどうも、非情に抽象的で曖昧で。そうすると、ここで偶然に選定した事業者が、果たして本当に上手にやってくれるかどうか、本当にわからない。賭けみたいな感じになっちゃうんですけど。そういう、実際に行われるであろう事業をちゃんと、手がける事業者がプレゼンテーションを具体的にやってもらえるということがなければ、審査もできないという気がします。

それで審査項目そのものが、一番大事なのは、どのような事業をやるのかという点なのではないかと、私は思っているんですけど、ここに挙がっている審査項目は、何かそれとあまり、関連があるのかどうかという感じがするので、必ずしも関連がないようなものを審査するというのもちょっと、非情に悩むなというところがあります。

そのような事業の目的に沿った、ここで強いて言うと、運営理念とか、居場所で行う事業についてとか、それを実行する項目として、開設時間帯とか、従事者の数とか、あるいは事故防止の方策とか、そういうことになるのかなと思うんですけども。そういう意味で、この項目の中で、一番本質的なものと、そうでないものとの区分が、なされるべきではないかなと。本質的なものについては、やはり1個でもバツがあったらだめというふうにすべきではないかと、私は思っています。

【林会長】

ありがとうございます。

じゃ、事務局お願いします。

【事務局】

すみません。ありがとうございます。この審査票ですけれども、事務局で作成させていただきまして、これは評価の対象項目として、応募される団体さんのほうにもお示ししているものでございます。

おそらく実際に出された計画書とかを見ていただくとわかるんですけども、きょうお配りさせていただきますが、この審査項目に対応した形で、計画書というものは出していると思いますので、これだけを見ると、ちょっと何だかという感じがあるかもしれないんですけども、出された書類と対応していただくと、もうちょっと具体的に見えてくるものがあると思います。それは、こういった形で事前にお示ししているということもありますので、その辺の書類を見た中でご判断いただけるものと考えております。

それから、先ほど田村委員から署名の関係があったんですけども、やはり委員さんの責任を持って審査していただくという中で、お気持ちはわかるんですが、これは

ご記名で出していただきたいと思っております。我々事務局としては、それは事務的に淡々と集計作業させていただきますので、それでどうのこうのということは全然ございませんので、そこら辺はご安心いただければと思います。

【林会長】

ほかに。石田委員。

【石田（啓）委員】

私も、審査というのはすごく心の負担になっています。皆さん委員の方たちは、いろいろな専門のお考えを持ってここにいらっしゃると思うんですね。私だけの受け取り方と、ああ、そうか、そういう受け取り方もあるのかと思えるような、自分の気持ちを結論にどういうふうを持っていくかという意味で、自分だけが試験をするみたいに、丸、バツ、三角というよりは、終わってから皆さんでもう一回、ちょっとの間でもディスカッションできる時間があったら、すごく心の負担が軽くなるかなと思います。

【林会長】

はい。ご意見ですね。ほかに。

ちょっと私からも、流れに沿って幾つかお聞きしたいんですが。応募団体の書類については、この後いただけるということなんですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

それから、気になっているのが、集計と決定の関係なんですけど、最も多く丸を得た団体を選定するというふうに書いてあるんですが、これ、そのとおりのことですか。例えば同点だったらどうするんですか。すごくよくあるんですが。

【事務局】

すみません、正直なところ同点を想定しておりませんでした。ただその場合、我々のほうで考えている丸の数の多さで同点になったとして、そのほか三角とバツの数というの、その場合は見ていかなきゃいけないのかなというところが一つと、それから場合によっては運営理念や居場所で行う事業について、丸がついているかどうか、とかいうところも考えてもいいのかなとは考えております。

【林会長】

そうだと思うんですが、その判断をいつ、誰がやるんですか。多分、先ほど関戸委員からも言われたことと関連するんですが、項目は10何個かあると思うんですが、ウエートというのは違うと思うんですね。丸は全部丸で、何点とかつけると思うんですが、要するに決定的に大事な項目と、ここはいろいろやり方があるだろうなど。丸でなくても、三角でもしよるがないけど、私は丸にしたとか、三角にしたとか。そのあたりもちょっと気になるんですが。

それで、先ほど審査後のディスカッションはないのかというお話があったんですが、それは私も、国立市役所の関係ではないですが、いろいろな学生のコンテストだとか審査員をやることがあるんですが、それはみんな審査員が点数をつけるんですけど、一応終わってから審査員会議というのをやって、そうするとその審査員のディスカッションの中で、自分はちょっと誤解してたとかいうのもあったりして。短時間で完璧にわかる人っていないので、やはり自分の得意分野と不得意分野があって、それで点数をつけちゃうんですが、その分野に詳しい審査員の意見を聞くと、これはこうだったんだということがあるんですね。

ということで、これを丸、バツ、三角つけて、集計して、そしてそのまま、運協の結

果にしてしまうということについては、どうなのかというご意見もあったように思うんですけど、そのあたりのプロセスですね、決定の方法なんですけど、それについては。

それからもう一つ、最終的には市長の判断になるんですか。決裁というのは。

【事務局】

はい、さようでございます。

【林会長】

ということは、この運協は、市長に判断していただくための資料を提供するという役割だということになりますか。

【事務局】

はい、原則としてはそういうことになります。

【事務局】

もちろんこちらでの審査を最大限尊重して、意思決定を最終的に、こちらは市の手続上の問題なんですけれども、それは決裁という形でとらせていただくということでございます。

それから、先ほどのディスカッションの関係ですけれども、今回個々の形での審査というものをお願いしています。しかしながら、今お話がございましたように、少し皆さんのところで考え違いがあったとか、そういった確認ということであれば、その後一定のお時間をとらせていただいて、しかしながら、個々の審査というのは個々人の責任でもって、最終的に判断していただくと。その確認の場という形であれば、とれるのかなと考えております。ちょっとお時間をいただくようにはなりますけれども。

それと、審査の順位が同等になったときというのは、まず丸の数となっておりますが、同点だった場合その次の順位として、三角の数を見るという形で、2段階で考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【林会長】

そういうことでしか、方法はないのかなと思うんですが。

市長の決裁というのは、いつまでにやらないといけないという期限があるんですか。

【事務局】

議会に対する無償貸与の議案を出すということを考えますと、5月の初めにはもうとっていないと、いうふうには考えております。

【林会長】

そうすると、5月の初め、このあたり連休の時期になってしまうので、4月29日からお休みがあるから……。

【事務局】

決裁の書類を作成して上げていくのは、すぐということ、翌日の4月28日には取りかかって、最終的な市長への決裁をとるというのが、5月1日、2日でとれば一番いいのかなと考えております。

【林会長】

少しでも市長にご判断いただくとき、審査員の丸、バツ、三角の数字プラス、何というかその判断というんですか、委員の判断、いろいろ迷ったりなどしているところも含めて、できるだけ市長の判断の参考になるような資料を提供できればと思うので、そう考えると、やはり審査後のディスカッションですね、一定時間確保していただけると、それはご都合によって、皆さん参加できるかどうかかわからないですが、一応その時間を確保していただいたほうがいいように思うんですが、それは可能ですか。どうですか。

【事務局】

皆様が、おそらくこれ、終了するのが9時ぐらいかと思しますので、その後でお時間をいただけるのであれば、皆様から例えば疑問点、これはどういうことですかというようなことを聞いていただくというのは、大丈夫ではないかと考えます。

【林会長】

はい、では高瀬委員、どうぞ。

【高瀬委員】

そのディスカッションで、例えば丸、バツで自分でいろいろとチェックしているわけですから、そのチェックそのものに自分自身で、ディスカッションを経て疑義が出たとき、それは修正というのは可能なんですか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

はい。可能と考えております。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。田村委員。

【田村委員】

今のお話と関連するんですけれども、結局審査票を出す前に、みんなでお互いにちょっと意見交換をするという形がとれることが前提ですよ。

【事務局】

そのとおりでございます。

【田村委員】

そうですね。あと、一つ気になっているのは、27日に審査して、それを取りまとめて市長さんのほうには28日に報告しますというふうに書いてありますが、これはまだ結果報告ではなくて、大体審査はこういうふうになっていますというふうなところでの、報告なんですか。それとも、この団体に決まりましたという報告になるんですか。

【事務局】

一応、ディスカッションが当日、27日の夜ですから、それを受けて、皆さんで審査票を記入していただいた結果を、市長に報告するというところでございます。

【田村委員】

最終的な選定の判断は市長さん。

【事務局】

はい。そこについては決裁の形にして、最後、市長が判こを押すところまで、で、意思決定をしたということになります。

【田村委員】

そうしますと、先ほど会長がおっしゃったように、私たちが丸、バツ、三角をつけて、みんなとちょっと話し合いをした後、提出するときに、私たち協議会としてのコメントみたいなもの、私たちはこういう基準で考えましたと、こういったところも加味してくださいというふうなコメントをつけることは十分可能ですか。私はつけたいなと思いませんけれど。特記事項ではありませんけど。

【林会長】

それは、ここに書けるようになっていますが、この欄に書くという。あるいはもう1枚、紙を追加しても。

【田村委員】

これは個人の見解ですよ。そうでなくて、せっかくみんなでそれぞれお互いの考え

とかを、もしかして調整することができるのであれば、それは委員会としてこんなふう  
に意見が出ましたという形で、出せるといいかなと思ったんですけど、どうでしょう。

【林会長】

それは、何と申しますか、A団体がいい、B団体がいいとかいうことではなく、こう  
いう考え方で審査に当たりますみたいな、レポートを市長にさせていただくというこ  
とは可能じゃないかと思うんですが。事務局、いかがですか。

【事務局】

可能だと考えます。

【田村委員】

そうしますと、市長さんもそれは一つ、選定の判断基準になりますものね。市民も入  
っておりますし。国立市民ではない方もいらっしゃるかもしれないけれども、市民の考  
えとかそういったものを反映させるような形でのコメントというか、あれが出せるとい  
いかなと私はちょっと思ったんですけど。

【林会長】

はい。可能かどうかはまだわかりませんが、それは受けていただくということですから、  
運協として努力することはできるということだと思います。

ほかに、ございますか。

それでは特にならなければ、今出た意見を踏まえて、運営をしていただきたいとい  
うことで、事務局にはお願いしたいと思います。

それでは、その他で何かございますか。次回の説明等があるのでしょうか。はい、事  
務局お願いします。

【事務局】

次回の運営協議会ですが、先ほど課長から申し上げましたとおり、4月27日に富士  
見台2丁目居場所づくり事業のヒアリング、第2次審査を、運営協議会でお願  
いしたいと思っておりますので、7時からということで皆様よろしくお願  
いいたします。会場はきょうと同じ、第1・第2会議室となっておりますので、よろしくお願  
いいたします。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

私、前々からシニアカレッジを修了した後、どうなるかってとても気になっておりま  
して。私たちは受講された方たちの、シニアカレッジがどんな内容で、どんなふうな意  
見を皆さん持って、これからどんなことをやりたいかということに全然、聞く機会  
がほとんどないんですね。個人的に何人か知っている方には、ちょこちょこ伺ったりは  
していますが、これは私、個人的に考えていることで、それでもお知らせして、  
やっちゃいけないとか、それはやってもいいんだよというようなご意見があれば、言っ  
ていただいても構いませんけれども。シニアカレッジを受講された方に、ぜひ報告会を  
していただきたいと、個人的にお願いしようかと思っているんです。どういった内容を  
勉強して、どんなふうにご覧ですかというようなこと、これからの思想、事業  
をこれからやっていく中で、どんなふうにご覧を生かしていきたいかというようなこと  
も、一応市民委員としましてお聞きしたい。

というのは、ちょっと気になる、ネット上での話なんですけれども、インスタントヘル  
パーをつくっているだけじゃないかというような、ヘルパーをインスタントに養成し  
ているだけじゃないかというような、どこかほかの地域ですけど、そんな話も出てい  
るという、ちょっとネットでのやりとりの中でありまして。国立の場合、シニアカレ

ジって随分いろいろな、50時間という時間でやって、しかもヘルパー養成だけじゃないような内容の講座にもなっているわけですね。それだったら、国立ではどんな方向性で、皆さんどんなふうになら受けとめて、何をやりたいかということをご聞きたいなという気持ちがありまして、そんなことを今考えております。

【林会長】

ありがとうございます。シニアカレッジにかかわって、その第1期というのが終わっただんですが、校長というのを私もさせていただいたので、関心を持っていただいて大変ありがたいと思っています。

その報告等についてですが、シニアカレッジの事務局は……。

【事務局】

では私のほうから。シニアカレッジの皆さんにお伺いするとともに、コーディネーターの先生、林先生が校長先生を担ってくださっていましたので、そのほかにも山路先生、新田先生、三砂先生、津田塾大学の先生ですけれど、その4人のコーディネートの先生方にもご相談して、介護保険運営協議会の中で、そういうご意見をおっしゃった委員さんがいらっしゃるということをお伝えしまして、ちょっともんでいただこうかなと思います。

今後のシニアカレッジの内容を皆さんに知っていただくことに関しては、これは大事な観点だと私も考えております。今後、介護保険事業計画を策定する、答申をつくっていただく皆様ですので、市の生活支援の体制をどう整備していくかということに関しても、やはり方向性を明確にしていくようなことを議論していただきたいと考えておりますので、いわゆるシニアカレッジの内容についても、それは生活支援体制整備に非常に大きく関連することですので、その生活支援体制整備の中で検討されていることをぜひシニアカレッジにも、事務局を通してご報告するというのも、ご用意させていただきたいというふうにも考えていきたいと思っております。

【林会長】

はい、山路委員。

【山路委員】

田村さんが言われるのは、誰に対して、市民というのいろいろな広うございますから、どなたの市民に、どういう形で説明会というか、報告会をしたほうがいいのかというイメージなんですか。

【田村委員】

そのシニアカレッジのあれに、とても関心を持っている方たちも何人かおありまして、それから高齢者の支援をやっているような団体もありますし、新総合事業そのものがどういうものであるかということが、この間の建物の説明会に行ったときも、そういうものがないままに、皆さん来ていらした方も結構いまして、新総合事業そのものがよく理解されていないという部分もありますから、私はできたら広報か何かで出してもらえると、一番うれしいかなと思うんですけども。

とりあえず、私が今一緒にやっている仲間で、シニアカレッジに関心を持っている仲間たちに、これからはもしかしたらそういう人たちも、シニアカレッジを受講して勉強したいという方もいると思いますので、そういう人たち向けにとりあえずやってみたいと考えています。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

まだまだ、全然決まっている内容ではないんですけれども、昨年度を通して、生活支援の体制整備を考えるに当たって、会議体だけではなくて、市民の方向けのシンポジウムを一度企画しまして、芸小ホールでさせていただいたのと、ワールドカフェを、市民の方に足運んでいただいてやったという経緯があります。それは昨年度だけで終わるのではなくて、広く市民の方に、今後の市内の生活支援体制がどのような姿で進んでいくのがいいのか、やはり考えていただきたいと思ひますし、ご意見もいただきたいと思ひますので、それは今年度どこかで、また事務局のほうでも検討して、生活支援体制整備は生活支援体制整備で協議体をつくっていく想定ですので、その中でももんで、そういう機会を皆様提供できるような、それは周知できるようなことを一つ入れて、考えていきたいと思ひています。

【林会長】

はい、石田委員、どうぞ。

【石田（啓）委員】

シニアカレッジで、今回の通所型サービスについて、たくさんお勉強なさっている方ができているわけですね。ですからそういう方たちが、今回選ばれた団体とディスカッションするような場、そういうのをコーディネートしていただけたら、より生きてくるんじゃないかなと感じました。

【林会長】

はい。事務局お願いします。

【事務局】

今回の富士見台2丁目の場において、そういった生活支援体制の中身を、どうコーディネートしていくのかということが大きい課題になりますが、そのときにシニアカレッジの卒業生にも、ぜひそこに参画をして、団体の方と一緒に話ししながらやっていくようなことを、行政としてもつくっていけるように、少し働きかけていきたいとは考えております。その内容が応募資格の中にも幾つか、盛り込んでございます。例えば募集要項の2ページ目ですけれども、3の応募資格の（5）国立市が実施する高齢者福祉施策に積極的に協力できる者であること、団体さんのほうでこれをきちんと認識していただくとともに、その場の活用について、シニアカレッジを終了した方々にその知識を具体的に地域でどう生かしていくのかというような、そういったやりとりができれば、というふうに考えてございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。事務局お願いします。

【事務局】

本日、先ほど課長から説明しましたように、27日の第2次審査をお願いするわけですが、それに向けての資料配付をさせていただきます。3団体応募がございましたので、それぞれの募集要項で求めた資料のうち、皆様方に実際に読んでいただきたいものがございます。というので、当日はこれを持ってきていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それで、最後は回収させていただきます。

こちらには代表者の方の個人情報、氏名、住所、連絡先が載っています。それぞれの名簿につきましては個人の部分は除いてありますけれども、ですので、代表者の方は皆様に事前にお知らせする形になりますので、取り扱いには十分にご留意いただきたいということを、重ねて申し上げたいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

お1人ずつお渡ししますので、よろしくお願ひいたします。

【林会長】

わかりました。ということですので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

では、きょうの会議を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

—終了—（ 20：40 ）